

令和6年度第4回会津若松市地域公共交通会議

日 時：令和6年11月27日（水）10時00分～
場 所：文化センター 展示室兼会議室

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

- （1）議案第7号 会津若松市地域公共交通会議設置要綱及び幹事会設置規程の一部改正について
- （2）報告第6号 MyRide どこでもバス（AI オンデマンドバス）の実証運行に係る途中経過について
- （3）議案第8号 MyRide どこでもバス（AI オンデマンドバス）の本格運行について
- （4）その他

4. そ の 他

5. 閉 会

会津若松市地域公共交通会議 委員・事務局名簿

(任期：令和6年3月23日～令和8年3月22日)

委 員						出席者
No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏 名	役職	
1	一般乗合旅客自動車 運送事業者の代表	会津乗合自動車 株式会社	代表取締役社長	佐藤 俊材		佐藤 俊材
2	一般貸切旅客自動車運 送事業者の代表	イズミ交通株式会社	代表取締役	坂内 金一		五十嵐 正人
3	一般乗用旅客自動車 運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田 正寿		吉田 正寿
4	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎		(欠席)
5	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	一般社団法人 福島県タクシー協会	専務理事	菊田 善昭		(欠席)
6	鉄道事業者の代表	東日本旅客鉄道 株式会社東北本部	企画総務部経営戦略 ユニット企画課長	小池 靖人		(欠席)
7	鉄道事業者の代表	会津鉄道株式会社	常務取締役	佐藤 喜市		佐藤 喜市
8	住民（又は利用者）の代表	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次	副会長	渡部 美次
9	住民（又は利用者）の代表	会津若松市 老人クラブ連合会	社会奉仕厚生部長	折笠 敏夫		折笠 敏夫
10	住民（又は利用者）の代表	真珠の会	会計監査	武田 典子	監事	(欠席)
11	住民（又は利用者）の代表	公募委員		築田 直幸		築田 直幸
12	住民（又は利用者）の代表	公募委員		山田 利彦		山田 利彦
13	住民（又は利用者）の代表	公募委員		依田 みき		依田 みき
14	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局長が 指名する者	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	黒田 雅樹		黒田 雅樹
15	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所長が 指名する者	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所	調査課長	高橋 智己		岡部 亮太
16	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	会津乗合自動車労働組合	執行委員長	遠藤 章		遠藤 章
17	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	全福島ハイヤータクシー 労働組合 会津交通支部	執行委員長	出羽 東		出羽 東
18	福島県会津地方振興局長が 指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部部長兼 県民生活課長	諏訪 慎弥		諏訪 慎弥
19	福島県会津若松 建設事務所長が指名する者	福島県会津若松 建設事務所	企画調査課長	浅野 正生		清水 朝史
20	福島県会津若松警察署長が 指名する者	福島県会津若松警察署	交通第一課長	渡辺 貴智		海津 伸一郎
21	会津若松商工会議所会頭が 指名する者	会津若松商工会議所	専務理事	三橋 明伸	監事	(欠席)
22	学識経験者	福島大学経済経営学類 前橋工科大学学術研究院	教授 特任教授	吉田 樹		(欠席)

23	自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者	特定非営利活動法人みんなと湊まちづくりネットワーク	事務局長	坂内 美智男		坂内 美智男
24	会津若松副市長	会津若松市	副市長	目黒 要一	会長	目黒 要一
25	会津若松市企画政策部長	会津若松市	企画政策部長	佐藤 浩	副会長	佐藤 浩

<オブザーバー>

（関係市町村）喜多方市地域振興課 副主査 渡部 秀明、会津美里町政策財政課 主査 渡部 陽子、
 会津坂下町政策財務課 （欠席）、湯川村総務課 （欠席）
 （一般乗合事業者）会津乗合自動車株式会社 乗合バス部長 安部 和人、合資会社 広田タクシー（欠席）
 （市関係課）河東支所長兼まちづくり推進課長 富樫 明俊、北会津支所長兼まちづくり推進課長 坂内 広文
 （関係団体）会津 SamuraiMaaS プロジェクト協議会 事務局（オンライン）

<事務局> 会津若松市企画政策部地域づくり課長 二瓶 祐一、副主幹 佐藤 崇、主任主事 小島 圭貴

会津若松市地域公共交通会議設置要綱及び幹事会設置規程の一部改正について

1. 趣旨

これまで、道路運送法第9条第4項の規定により市地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは別の会議等で協議する）よう、令和5年10月1日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律により道路運送法」が改正された。

これに伴い、本市においても地域公共交通会議の設置に関し必要な事項を定めた「会津若松市地域公共交通会議設置要綱」の必要な改正及び、要綱改正に伴う「会津若松市地域公共交通会議幹事会設置規程」の改正を行うとともに、新たに運賃等を協議する分科会を設置する。

2. 新たな要綱案及び規程案について

別紙1「会津若松市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱（案）」参照

別紙2「会津若松市地域公共交通会議幹事会設置規程の一部を改正する規程（案）」参照

別紙3「会津若松市運賃協議分科会設置規程（案）」参照

会津若松市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱（案）

会津若松市地域公共交通会議設置要綱（平成 21 年 2 月 23 日決裁）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「及び運賃・料金」を削る。

第 14 条を第 15 条とし、第 9 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（分科会）

第 9 条 交通会議は、第 3 条に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

<参考>新旧対応表

改正案	現行
第 1 条～第 2 条 略 （協議事項）	第 1 条～第 2 条 略 （協議事項）
第 3 条 (1)～(2) 略 (3) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運 送の態様 等に関する事項 (4)～(7) 略	第 3 条 (1)～(2) 略 (3) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運 送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (4)～(7) 略
第 4 条～第 8 条 略 （分科会）	第 4 条～第 8 条 略
第 9 条 交通会議は、第 3 条に掲げる事項 及び運賃、料金について専門的な調査、 検討等を行うため、必要に応じて分科会 を置くことができる。	
2 分科会の設置及び運営に関し必要な事 項は、会長が別に定める。 （交通会議の事務局）	（交通会議の事務局）
第 10 条 交通会議の業務を処理するた め、事務局を会津若松市企画政策部地域 づくり課に置く。	第 9 条 交通会議の業務を処理するため、 事務局を会津若松市企画政策部地域づく り課に置く。
2 事務局の設置及び運営に関し必要な事 項は、会長が別に定める。 （交通会議の経費）	2 事務局の設置及び運営に関し必要な事 項は、会長が別に定める。 （交通会議の経費）
第 11 条 交通会議の運営に要する経費 は、会津若松市からの負担金その他の収 入をもって充てる。 （交通会議の監査）	第 10 条 交通会議の運営に要する経費 は、会津若松市からの負担金その他の収 入をもって充てる。 （交通会議の監査）
第 12 条 交通会議に監事 2 名を置く。	第 11 条 交通会議に監事 2 名を置く。
2 交通会議の出納の監査は、構成員の互 選により選任された監事によって行う。	2 交通会議の出納の監査は、構成員の互 選により選任された監事によって行う。
3 監事は、監査の結果を会長に報告しな	3 監事は、監査の結果を会長に報告しな

なければならない。 (交通会議の財務) 第13条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (交通会議が廃止された場合の措置) 第14条 交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (補則) 第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 21 年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (委員の任期の特例) 2 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第4条第1項第6号及び第9号に掲げる委員の任期は、平成 22 年1月 20 日までとする。 附 則 この要綱は、決裁の日から施行する。 附 則 この要綱は、決裁の日から施行する。 附 則 この要綱は、決裁の日から施行する。 附 則(施行期日) この要綱は、決裁の日から施行する。 附 則 この要綱は、決裁の日から施行する。 附 則 この要綱は、決裁の日から施行する。	なければならない。 (交通会議の財務) 第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (交通会議が廃止された場合の措置) 第13条 交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (補則) 第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 21 年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (委員の任期の特例) 2 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第4条第1項第6号及び第9号に掲げる委員の任期は、平成 22 年1月 20 日までとする。 附 則 この要綱は、決裁の日から施行する。 附 則 この要綱は、決裁の日から施行する。 附 則 この要綱は、決裁の日から施行する。 附 則 この要綱は、決裁の日から施行する。 附 則 この要綱は、決裁の日から施行する。
---	---

(平成 21 年 2 月 23 日決裁)
(平成 24 年 2 月 1 日決裁)
(平成 27 年 1 月 30 日決裁)
(平成 28 年 5 月 1 日決裁)
(令和 3 年 4 月 19 日決裁)
(令和 4 年 6 月 28 日決裁)
(令和 6 年 月 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、会津若松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、もって地域の実情に即した住民への輸送サービスを提供することを目的とする。

(交通会議の事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、会津若松市役所内に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第 5 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第 27 条の 16 第 1 項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様運賃・料金及び等に関する事項
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 道路運送法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（同法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新及び同法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 道路運送法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 鉄道事業者の代表
- (6) 住民（又は利用者）の代表
- (7) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (8) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長が指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (11) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (12) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (13) 会津若松商工会議所会頭が指名する者
- (14) 会津若松市副市長
- (15) 会津若松市企画政策部長
- (16) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- (17) 現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 第1項第1号から第13号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、前条第1項第14号に規定する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員（代理人を含む。）の3分の2以上の同意により決する。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議の幹事会)

第8条 交通会議は、第3条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 交通会議は、第3条に掲げる事項及び運賃、料金について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の事務局)

第9-10条 交通会議の業務を処理するため、事務局を会津若松市企画政策部地域づくり課に置く。

- 2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の経費)

第10-1条 交通会議の運営に要する経費は、会津若松市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(交通会議の監査)

第11-2条 交通会議に監事2名を置く。

- 2 交通会議の出納の監査は、構成員の互選により選任された監事によって行う。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の財務)

第12-3条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が廃止された場合の措置)

第13-4条 交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14-5条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第4条第1項第6号及び第9号に掲げる委員の任期は、平成22年1月20日までとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

会津若松市地域公共交通会議幹事会設置規程の一部を改正する規程（案）

会津若松市地域公共交通会議幹事会設置規程（平成 21 年 3 月 1 日決裁）の一部を次のように改正する

第 5 条中「設置要綱第 9 条」を「設置要綱第 10 条」に改める。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

<参考>新旧対応表

改正案	現行
第 1 条～第 4 条 略 （庶務） 第 5 条 幹事会の庶務は、設置要綱第 10 条第 1 項に規定する交通会議の事務局において処理する。 第 6 条 略 附 則 この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、決裁の日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、決裁の日から施行する。</u>	第 1 条～第 4 条 略 （庶務） 第 5 条 幹事会の庶務は、設置要綱第 9 条第 1 項に規定する交通会議の事務局において処理する。 第 6 条 略 附 則 この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。 附 則 この規程は、決裁の日から施行する。

会津若松市地域公共交通会議幹事会設置規程（案）

（平成 21 年 3 月 1 日決裁）

（令和 4 年 6 月 28 日決裁）

（令和 6 年 月 日決裁）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、会津若松市地域公共交通会議設置要綱（平成 21 年 2 月 23 日決裁。以下「設置要綱」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、会津若松市地域公共交通会議幹事会（以下「幹事会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 幹事会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）会津若松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に附する事項
- （2）交通会議の会長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）設置要綱第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 13 号に掲げる交通会議の委員が指名する者
 - （2）交通会議の事務局長
 - （3）交通会議の会長が必要と認める者
- 2 幹事会に幹事長を置き、交通会議の事務局長をもって充てる。
- 3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

（会議）

第 4 条 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

- 2 幹事長は、必要に応じて、関係者を招集し意見等を聴取することができる。
- 3 第 2 条第 1 号の規定に基づく幹事会における審査結果等については、交通会議に報告するものとする。

（庶務）

第 5 条 幹事会の庶務は、設置要綱第 ~~10~~9 条第 1 項に規定する交通会議の事務局において処理する。

（補則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

会津若松市運賃協議分科会設置規程（案）

（令和6年 月 日決裁）

（設置）

第1条 会津若松市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議・決定し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、会津若松市地域公共交通会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第9条第1項の規定する分科会として設置する。

（組織）

第2条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 会津若松市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）が指名する市職員
- (2) 当該協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表する者として会長が指名する者

（分科会長）

第3条 分科会に会長（以下「分科会長」という。）を置き、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 分科会は、原則公開するものとする。ただし、分科会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
- 3 分科会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（協議結果）

第5条 分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 分科会で協議が調った事項については、会津若松市地域公共交通会議に報告するものとする。

（庶務）

第6条 分科会の庶務は、設置要綱第10条第1項に規定する事務局において処理する。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

⑤その他関連制度等の動向

一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の運用見直し(R5.10～)

- これまで**地域公共交通会議において協議してきた運賃（協議運賃）**について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、事業者としては運賃等を定めようとする当該一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加する（＝地域公共交通会議とは**別の会議等で協議**する）よう改正されました（道路運送法第9条等）。
- 構成員の見直しに伴い、あらかじめ、**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映**するための措置を講ずることが規定されました。

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）による道路運送法等の改正の内容

改正前

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の**国土交通省令で定める関係者間の協議**が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

○道路運送法施行規則

第九条の二 法第九条第四項の協議が調ったときは、同項の届出に係る運賃等について**地域公共交通会議**（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において**協議が調っている**ときとする。

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の**地方公共団体の長**
- 二 **一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体**
- 三 **住民又は旅客**
- 四 **地方運輸局長**
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の**運転者が組織する団体**

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ **道路管理者**
 - ロ **都道府県警察**
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

改正後

○道路運送法第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域を含む**市町村**（特別区を含む。以下同じ。）又は**都道府県**
- 二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- 三 当該路線等を管轄する**地方運輸局長**
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者として指名する者**

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の**住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置**を講じなければならない。

20

⑤その他関連制度等の動向

協議運賃の運用見直しを踏まえた対応のポイント

①運賃協議会の設置

（対応例）

- ・運賃協議に特化した新たな協議会を設置
- ・地域公共交通会議（これまで運賃協議をしていた会議）の要綱に、「運賃の協議は別に定める構成員で行う」等の規定を追加
- ・地域公共交通会議の「分科会」や「WG」として、構成員を定めて協議を行う等の規定を追加

※学識経験者・有識者はいわゆる「オブザーバー」等としての参画が基本となりますが、法第9条第4項第4号に規定する者（関係住民の意見を代表する者として指名する者）としての参画も可能です。

②運賃協議会の開催方法

（対応例）

- ・運賃協議会単独での開催
- ・地域公共交通会議の開催前または開催後に連続して開催。ただし、連続して開催する場合は、運賃協議会の構成員以外は退室する、地域公共交通会議とは別室で行うなど、留意が必要です。

※独占禁止法のカルテルに該当しないよう、運賃を定めようとする乗合事業者のみが協議に参加。

また、複数事業者の運賃（区域運行を複数事業者が実施など）を協議する場合は、独占禁止法上の疑義が生じないよう、1事業者ごとに行うなど配慮が必要。

③住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置

- ・「公聴会」はあくまでも例示ですので、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、その他の方法によることも可能です。

（対応例）

パブリックコメント、市政広報誌、自治会への説明と事業者説明会、自治体ホームページでの意見募集、住民・利用者・利害関係者等に対するアンケート調査 等

MyRide どこでもバス（AI オンデマンドバス）の実証運行に係る 途中経過について

MyRide どこでもバス（AI オンデマンドバス）の実証運行については、令和5年12月1日から開始したところであり、現在の実証運行概要は下記のとおりである。

これまでの実証運行の経過について、別紙資料1のとおり報告する。

記

（1）実証事業の概要

令和5年12月1日から市内を運行する千石・神明線の代替えとしてAI オンデマンドバスを活用した実証運行を開始し、交通空白地域における需要の確認等を行うとともに、令和6年6月からは、運行時間を20時まで延長し、市民・観光客等の移動手段の確保に取り組んでいる。

また、同年10月1日からは、金堀線の代替えとして運行区域に金堀線の運行経路を追加するなど、効率性の向上を図りながら、本格運行に向けた検証を行っている。

（2）運行期間

令和5年12月1日（金）から令和7年1月31日（金）

（3）運行時刻

9時～20時

※金堀エリアについては、18時までの運行。

※千石・神明線の最終便時刻まで運行時刻を伸ばすことで効率性の向上を図るとともに、夕方時間帯のタクシー不足の緩和を図る。

（4）運行区域

市内中心部（まちなか周遊バス、千石・神明線及び金堀線の運行経路を包含する範囲）

※運行区域の詳細は別紙資料1参照。

※区域外乗降ポイントとして会津中央病院、MEGA ドン・キホーテ UNY 会津若松店、会津大学を設定。

（5）対象者

住民及び観光客

（6）運賃

1乗車400円（小人200円）

※運行エリア外の運行は既存運賃に100円を加算。

※代替運行する路線が乗り入れを行っている定期券についても利用可能。

(7) 運行台数

ハイエースコンピューター平日4台（土日祝は2台）

(8) 予約方法

スマートフォン専用アプリまたは電話

※電話での予約は9時～18時まで。18時以降は専用アプリのみ。

※専用アプリでは、2週間先まで事前予約可能。

MyRide どこでもバス（AI オンデマンドバス）の本格運行について

MyRide どこでもバス（AI オンデマンドバス）の実証運行については、令和5年12月1日から約1年に亘り、市内を運行する千石・神明線や金堀線の代替えとしてAI オンデマンドバスを活用した区域運行を行うことで、市中心部における交通空白地域の解消や乗継なしで目的地まで移動が可能となるなど利便性の向上が図られるとともに、外出機会の増加による新たな移動需要の創出にも繋がっていることが確認されている。

また、令和5年12月の実証運行開始から電話による予約を可能としたことをはじめ、実証開始後も、利用者の意見等を踏まえて事前予約機能を追加するなど改善を重ねたことにより、多くの利用者から継続運行を要望されている。

以上を踏まえ、実証運行後の令和7年2月1日以降については、下記のとおり本格運行として運行を継続することを提案する（詳細については別紙資料2参照）。

記

（1）本格運行の概要

MyRide どこでもバスの本格運行については、現在の運行内容が定着しつつあることから基本的な実証運行内容は維持しつつも、運行区域や運賃の一部で見直しを行いながら、引き続き既存路線バス千石・神明線及び金堀線の日中帯における代替えとして運行を行う。

なお、各地区から要望されている運行区域の拡大については、運行の持続性を保ちながら、他路線バスやタクシー事業者等への影響を考慮し慎重に検討していくこととする。

（2）運行期間

令和7年2月1日（土）～

（3）運行時刻

9時～20時（金堀エリアについては18時まで）

（4）運行区域

市内中心部（まちなか周遊バス、千石・神明線及び金堀線の運行経路を包含する範囲）

※なお、東山エリアは会津武家屋敷前までの運行とする。

（5）対象者

住民及び観光客

(6) 運賃

1 乗車400円 (小人200円)

※運行区域外乗降ポイントの運賃は1 乗車500円 (小人250円) とする。

※最終的な決定は、市運賃協議分科会にて行う予定。

(7) 運行台数

ハイエース通勤用車平日4台 (土日祝は2台)

(8) 予約方法

スマートフォン専用アプリまたは電話

※電話での予約は9時～18時まで。18時以降は専用アプリのみ。

※専用アプリでは、2週間先まで事前予約可能。

(9) 今後のスケジュール

令和6年11月27日	市地域公共交通会議での協議
12月～	市運賃協議分科会での協議及び申請手続き
令和7年1月31日	実証運行終了
2月1日	本格運行開始

会津若松市地域公共交通会議設置要綱

(平成 21 年 2 月 23 日決裁)
(平成 24 年 2 月 1 日決裁)
(平成 27 年 1 月 30 日決裁)
(平成 28 年 5 月 1 日決裁)
(令和 3 年 4 月 19 日決裁)
(令和 4 年 6 月 28 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、会津若松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、もって地域の実情に即した住民への輸送サービスを提供することを目的とする。

(交通会議の事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、会津若松市役所内に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第 5 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第 27 条の 16 第 1 項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 道路運送法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（同法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新及び同法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 道路運送法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 鉄道事業者の代表
- (6) 住民（又は利用者）の代表
- (7) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (8) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長が指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (11) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (12) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (13) 会津若松商工会議所会頭が指名する者
- (14) 会津若松市副市長
- (15) 会津若松市企画政策部長
- (16) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- (17) 現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 第1項第1号から第13号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、前条第1項第14号に規定する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員（代理人を含む。）の3分の2以上の同意により決する。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議の幹事会)

第8条 交通会議は、第3条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の事務局)

第9条 交通会議の業務を処理するため、事務局を会津若松市企画政策部地域づくり課に置く。

- 2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の経費)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、会津若松市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(交通会議の監査)

第11条 交通会議に監事2名を置く。

- 2 交通会議の出納の監査は、構成員の互選により選任された監事によって行う。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の財務)

第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が廃止された場合の措置)

第13条 交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第4条第1項第6号及び第9号に掲げる委員の任期は、平成22年1月20日までとする。

附 則
(施行期日)
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、決裁の日から施行する。